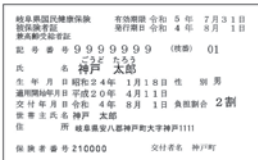


# 国民健康保険証を更新します！

現在の神戸町国民健康保険証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、**簡易書留にて7月16日(土)頃**から順次送付します。

今までの保険証は8月1日以降使用できません。悪用を防ぐため、期限切れの保険証は、住所や氏名等が見えないように裁断し、ご自宅で処分してください。



## 窓口での保険証受け取りを希望される方

住民保険課係へ**7月6日(水)**までにご連絡ください。7月15日(金)以降に窓口で保険証をお渡しします。受取の際は、本人確認書類(住所・氏名が確認できる運転免許証等)及び印鑑をご持参ください。

## お勤め先の健康保険に加入された方

国民健康保険の喪失の届出が必要になります。お勤め先の健康保険証・国民健康保険証及び個人番号の分かるものをお持ちのうえ、住民保険課で手続きをしてください。

住民保険課 ☎27-0174

# 令和4年度 国民健康保険税率のお知らせ

7月は、国民健康保険税普通徴収の本算定です。

7月中旬に世帯主宛に納税通知書をお送りいたしますので、内容をご確認ください。

## 令和4年度の国民健康保険税の計算方法

$$\text{国民健康保険税} = \text{医療分} + \text{支援金分} + \text{介護分}$$

医療分 (限度額65万円)	=	所得割 基準総所得金額等* × 6.90%	+	均等割 38,800円 × 加入者数
支援金分 (限度額20万円)	=	所得割 基準総所得金額等* × 2.40%	+	均等割 12,900円 × 加入者数
介護分 (限度額17万円) 40歳~64歳	=	所得割 基準総所得金額等* × 2.10%	+	均等割 15,800円 × 加入者数

\*基準総所得金額等 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除額 (前年の合計所得が2,400万円以下の方は43万円)

※新型コロナの影響による保険税の減免制度を引き続き実施します。詳細は来月号でご案内します。

住民保険課 ☎27-0174

# 国民年金保険料免除等の申請について

## ○国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和4年度の免除等の受付は7月1日から開始され、令和4年7月~令和5年6月の期間を対象として審査します。

## ○国民年金の加入手続・保険料免除申請の電子申請について

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請について、マイナポータルを利用した電子申請を開始します。

申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。マイナポータルから電子申請した場合は、申請結果についてもスマートフォン等で確認することができます。

【提出先及びお問い合わせ先】 住民保険課 ☎27-0174  
大垣年金事務所 ☎78-5166